自然災害伝承碑の調査マニュアル
～掲載申請に向けた情報収集フロー～

国土地理院　初版：令和８年５月

自然災害伝承碑の掲載申請に必要な情報を収集するための調査マニュアルです。

各市区町村において、自然災害伝承碑の把握・登録が進むことで、自然災害伝承碑に残された過去の自然災害に対する教訓を活用した地域防災力の向上に寄与することを目指しています。

まずは、次ページのフロー図を参考に自然災害伝承碑の候補となる碑の情報を収集し、地図への掲載を目指していただけますと幸いです。

Point

自然災害伝承碑とは

過去に発生した**自然災害**（洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害等）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した**恒久的な石碑やモニュメント**で、過去に発生した自然災害に関する**発生年月日、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、教訓**が記載されたものです。

Point

本マニュアルと「自然災害伝承碑に係る調査業務　実施の手引き」の関係について

本マニュアル及び別紙１,２は、市区町村が自ら石碑等の調査を実施する際のノウハウや手続方法等をコンパクトにまとめたものです。一方、「自然災害伝承碑に係る調査業務　実施の手引き」は、掲載申請に向けた調査の詳細や活用等まで網羅する市区町村向けの資料です。自然災害伝承碑の調査にあたっては、まず本マニュアルをご活用いただき、詳細な内容の確認などに「自然災害伝承碑に係る調査業務　実施の手引き」を参照されることを推奨します。

Point

掲載申請を担当する部署について

自然災害伝承碑は、防災の観点は元より文化財としての価値という二面性があります。
掲載申請にあたっては、防災担当部局または文化財部局が担当することが多いですが、両部署が連携し、情報を共有することで、自然災害伝承碑の調査がよりスムーズに実施されることが期待されます。

自然災害伝承碑　掲載申請フロー

START

Q1 自然災害伝承碑を把握していますか？

【自然災害伝承碑とは】
過去の自然災害（洪水・土砂災害・地震・津波等）の教訓を後世に伝えた恒久的な石碑・モニュメント

いいえ / わからない → **Ⅰ 自然災害伝承碑候補を探す**

はい ↓

Ⅱ 基本情報を収集する

碑名・建立年・所在地（管理者）・碑文・災害名・発生日時・被害内容を収集する

▶ 基本情報の収集方法　⇒　P4

見つかった ↓

Q2 自然災害伝承碑に該当しますか？

①	石碑・モニュメントに具体的な自然災害の伝承要素の記載がある	いずれか1つ
②	①無→恒久的な説明板が付随し、伝承要素の記載がある	
③	①②無→市区町村史・公的WEBサイトに伝承要素の情報がある	
④	①～③から自然災害名・種類が特定でき、発生年月日・時期が明確	すべて
⑤	①～③から災害の種類（洪水・地震等）や範囲が明確	
⑥	①～③に被害の内容・規模・死者数等の情報がある	

✓ ①②③いずれか ＋ ④⑤⑥すべて → 該当

▶ 自然災害伝承碑該否判定　⇒　P5

該当しない → **掲載申請困難**

該当する ↓

Q3 所在地はどこですか？

「申請後に情報を適切に管理できるよう、公共性及び独立性が高く、各市区町村において存置状況等を独自に把握可能であるもの」が望ましい

民有地または不明 → **Q4 管理者に掲載申請の承諾は取れましたか？**

民有地の場合は、管理者の承諾が必要

いいえ・所有者不明 → **掲載申請困難**

はい → **Ⅲ 詳細情報を収集する**

公有地 ↓

Ⅲ 詳細情報を収集する

伝承内容・位置情報・写真を収集する

▶ 詳細情報の収集方法　⇒　P8

Ⅳ 地方測量部に連絡する

申請書類（様式１・２）を請求
申請書類作成後 → 提出 → 国土地理院による確認

FINISH

自然災害伝承碑の公開

Ⅰ 自然災害伝承碑候補を探す

▶ 自然災害伝承碑候補の探し方　⇒　P3

公的機関への照会
- 国土交通省・地方整備局のホームページを確認
- 公的機関の防災・減災アーカイブ

自治体保有資料の確認
- 郷土史，広報誌
- 地域防災計画，災害年報，災害検証委員会報告書

市区町村独自での情報収集
- 防災担当部局と文化財部局・博物館が連携
- 石碑（県史跡）の文化財情報の既存情報を活用
- 広報誌等で住民から石碑の情報提供を募集
- 市民ボランティアの力を借りて調査を実施

団体・民間グループからの情報収集
- 学術団体のホームページを確認
- 地域振興協議会や観光協会等から情報収集
- 管内の石碑や文化財を調査しているグループ等

見つからない → **掲載申請困難**

掲載申請後の注意事項

- 提出頂いた書類は国土地理院で内容を確認します。
- 記載内容確認のため、関連資料（郷土史・広報誌・その他災害を記録した資料のコピー等）の提出をお願いする場合があります。
- 申請調書の提出後、原典資料の追加提出や文章の変更（修正）等を国土地理院から依頼する場合があります。
- 国土地理院での確認の結果、自然災害伝承碑に該当しないと判断される場合もありますので、予めご了承ください。

Q1 自然災害伝承碑を把握していますか？

Ⅰ 自然災害伝承碑候補を探す

国土地理院やその他組織が既に調査をして、候補碑の情報を持っている場合があります。情報を収集する手段として、下記の方法が挙げられます。

- 公的機関への照会
  - □ 国土交通省・地方整備局のホームページを確認
  - □ 自治体や中央省庁、国立研究機関などの防災・減災アーカイブ
- 自治体保有資料の確認
  - □ 郷土史、広報誌
  - □ 災害を記録した資料⇒地域防災計画、災害年報、災害検証委員会報告書
- 市区町村独自での情報収集
  - □ 防災担当部局と文化財部局・博物館が連携
  - □ 石碑（県史跡）の文化財情報の既存情報を活用
  - □ 広報誌等で住民から石碑の情報提供を募集
  - □ 市民ボランティアの力を借りて調査を実施
- 団体・民間グループからの情報収集
  - □ 伝承碑の調査結果を公表している学術団体等のホームページを確認
  - □ 地域振興協議会や観光協会等から情報収集
  - □ 管内の石碑や文化財を調査している民間グループ等との協力

（補足）管轄の地方測量部・支所や地方整備局が候補碑の情報を持っている場合もあります。

Point

情報収集の有効性について

✓ 『広報誌等で住民から石碑の情報提供を募集』や『自主防災組織・まちづくり協議会への協力依頼文書の発出』で候補碑を把握した事例もあり、特に候補碑を把握する上で重要な情報元となっています。

✓ 市の郷土資料館が、『興味・関心がある市民にボランティアを募り、市内に所在する石造物に関する調査を実施』したことで、候補碑を把握することができ、掲載申請につながりました。

✓ 現在多くの小学校では５年生で自然災害伝承碑について学んでおり、市内小学校が県内の大学に協力を得て伝承碑の学習に取り組んでいるという情報が得られ、学校および文化財部局と連携して候補碑の情報を収集しました。教育機関が伝承碑の存在を調査・学習する過程が、市区町村の掲載申請につながった事例もあります。

Ⅱ 基本情報を収集する

既に自然災害伝承碑候補を把握している場合、「Ⅰ 自然災害伝承碑候補を探す」で候補碑が見つかった場合、事前準備として、以下の基本情報を収集します。基本情報を収集することで、候補碑が自然災害伝承碑に該当するか否かの判断ができるようになります。

項目	内容説明
碑名	自然災害伝承碑に刻まれた名前です。 名前が刻まれていない場合は、同碑に付随する説明板に記載されている名前など、公的に確認されている名称を記載します。 公的な名称がない場合は「(対象災害名) 自然災害伝承碑」とします。
建立年	建立された年を記載します。元号表記されている場合は西暦で表記してください。建立年が不明の場合は「不明」と記載します。
所在地	都道府県/市区町村/町字の順に記載します。番地（地番）までの記載は必要ありません。施設名が特定できる場合は、（　）で記載します。 （例：○○公園、○○寺、○○神社　等）
管理者	管理者または管理担当組織の連絡先（電話番号等）を記載します。
碑文	候補碑の碑文もしくは説明板、市区町村史、WEB サイトから得た碑文を記載します。
災害名	別紙１：災害名一覧リスト（政府が定めた災害名、気象庁が命名した気象・地震・火山現象を記載したリスト）から選択します。 リストに無い場合は、一般に知られている又は公的機関が使用している名称を記載します。 名称が無い場合は、災害種別（洪水、火山、地震等）を記載します。
災害発生日時 もしくは発生時期	年月日の記載が望ましいですが、特定できない場合は、年月もしくは年を記載します。年月日が特定できない場合は「不明」と記載します。
被害の内容や規模	碑文より被害の内容や規模、死者数等の人的被害、物的被害を記載します。碑文に記載のない場合は、補足資料を準備します。 **Point** **被害の内容や規模を補足する資料** ・郷土史　・地域防災計画　・災害年報

Point

自然災害伝承碑の台帳作成の有効性について

自然災害伝承碑の台帳を作成することで、情報を一元管理し、過去の調査内容が把握しやくすくなり、担当者が変更になった場合にも対応できる仕組みが望ましいです。別紙２に台帳を例示していますが、各市区町村でカスタマイズしてより使いやすい台帳を作成してください。

Q2 自然災害伝承碑に該当しますか？

以下の「自然災害伝承碑該否チェックシート」で自然災害伝承碑に該当するか否かを判断してください。

自然災害伝承碑該否チェックシート

No.	チェック内容	チェック
①	**恒久的な石碑やモニュメント**の構造物で、候補碑に具体的な自然災害の伝承要素の記載がある。 ※自然災害伝承碑の該当例は、「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き」<https://www.gsi.go.jp/common/000278405.pdf> P6～P10 を参照してください。	□
②	⇒①にチェックが無い場合、 恒久的な設置を意図した説明板等が付随しており、この説明板に該当する具体的な自然災害の伝承要素の記載がある。	□
③	⇒①と②にチェックが無い場合、 市区町村史、WEB サイト（当該市区町村のサイト、国・都道府県の公的サイト等）に該当する具体的な自然災害の伝承要素の情報がある。	□
④	①,②,③の情報から、**自然災害名**もしくは**災害の種類**が特定でき、**発生年月日**もしくは**発生時期**が明確になっている。	□
⑤	①,②,③の情報から、**災害の種類**（洪水、火山、地震等）**や範囲**が明確になっている。	□
⑥	①,②,③の情報に、**被害の内容や規模**、死者数等の**人的被害、家屋被害**の情報がある。	□
✓ ①,②,③いずれか ＋ ④,⑤,⑥すべて → 『該当』 →掲載申請可能		

Point

掲載申請が困難な場合でも、例外として掲載申請が可能になる場合もあります。

６・７ページの「自然災害伝承碑に該当するか否かの判断が難しい事例」及び「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き」の「２－１．対象となる自然災害伝承碑」を参考にし、管轄の地方測量部・支所へ照会してください。

Point

自然災害伝承碑に該当するか否かの判断が難しい事例

▶「該当」となった事例

山津波記念石	所在地	宮崎県えびの市
	この記念石は、土砂災害により流出した自然石であるが、災害伝承のために、現地でそのまま保存している。このように、自然物がその場に残っていることに意味（災害伝承、教訓）がある場合、説明板や資料等により災害の規模や被害状況等が補足可能であれば、自然災害伝承碑に『該当』。 【この事例で補足するのに使用した情報】 ・説明板の記載で災害名、災害日時、伝承内容を補足した。 ・「宮崎県における災害文化の伝承」（平成 18 年３月宮崎県土木部）の資料で被害の内容や規模（人的被害、家屋被害等）を補足した。	

親子地蔵尊	所在地	北海道登別市
	この地蔵尊は、避難中に亡くなった 5 名の慰霊を目的とした碑であり、一見すると、碑から自然災害の被害内容や教訓が読み取れないが、市史や災害当時の新聞記事等の資料をもとに、この地域における被害状況や教訓を補足することで、自然災害伝承碑に『該当』。 【この事例で補足するのに使用した情報】 ・市史ふるさと登別資料編で災害名、災害日時、被害の内容や規模（人的被害、家屋被害等）を補足した。 ・当時の新聞記事から、碑の建立には「再び惨事を起こすまい」との教訓を補足した。	

▶ 「非該当」となった事例

洪水時校内に流れ込んだ巨石に初代校長の詩文

由来は水害の転石だが、碑文に災害名も災害の様相もない詩碑なので、自然災害伝承碑に『非該当』。

公園設置の記念碑

公園が津波避難施設であること、災害の記憶を公園として継承していくことが目的となっており、この碑が無くとも目的を果たしている。碑には過去の自然災害を伝える目的が無く、「自然災害伝承碑」の趣旨と異なるため『非該当』。

治水拓運「昭和 36 年の第 2 室戸台風」の碑

碑文の内容は排水機場建設の経緯が主であり、その後に発生した「昭和 36 年の第 2 室戸台風」という特定の災害の教訓を伝えることを主目的とした石碑とは言えないため『非該当』。

Point

排水機場が建設されるきっかけとなった災害に関する市区町村史、WEB サイト（当該市区町村のサイト、国・都道府県の公的サイト等）に該当する具体的な自然災害の伝承要素の情報があれば『該当』となったケースがあります。

Q3 所在地はどこですか？

Q4 管理者に掲載申請の承諾は取れましたか？

対象となる自然災害伝承碑の推奨事項について、本マニュアルの掲載申請フロー上では「申請後に情報を適切に管理できるよう、公共性及び独立性が高く、各市区町村において存置状況等を独自に把握可能であるものが望ましい。」としています。

対象の自然災害伝承碑が民有地にある場合は注意が必要で、管理者と掲載申請に向けた調整が必要になります。自然災害伝承碑の掲載申請にあたっては管理者の承諾を得てください。

Point

収集した基本情報の「管理者」（管理者または管理担当組織の連絡先（電話番号等））は内部用の情報であるため公表されません。

Ⅲ 詳細情報を収集する

自然災害伝承碑候補の所在地が公有地の場合、または民有地であっても管理者から掲載申請の承諾が取れている場合、掲載申請のために以下の詳細情報を収集します。

項目	内容説明
教訓・伝承内容原文	碑文もしくは参考にした資料から抜粋します。
伝承内容項目	① 建立される由来となった災害の発生年月日や発生時間 →基本情報より記載 ② 災害名称や災害発生区域 →基本情報より記載 ③ 災害状況や被害状況 →基本情報より記載 ④ 自然災害伝承碑の特徴や先人の伝承内容、教訓内容等 →上記の教訓・伝承内容原文やその他補足資料により要約して記載します。 **Point** **その他補足資料の例** ・郷土史　・広報誌　・地域防災計画　・災害記録
伝承内容要約	防災情報として活用できる情報として、上記、伝承内容項目①～④を簡潔に整理し、小学校高学年でも理解できる程度の現代語で 100 字程度（70 字～150 字）に要約して記載します。
確認者	・碑文が漢文、草書体、くずし字で記述されている場合に現代語訳した専門家 ・現代語訳を掲げている解説板が設置されている場合、その解説文の設置者、文献の出典 ・郷土史や広報誌等の補足資料からの引用した場合、出典 ・申請調書の記載内容について確認を行った担当部署 を記載します。

Point

部局間連携について

碑文やその他補足資料から伝承内容をとりまとめる際に必要な碑文解読や史料収集の専門知識は、文化財部局・博物館・大学等の教育機関との連携により補完できる場合があります。また、過去の災害状況や被害状況は、防災部局の所管する地域防災計画や災害記録に情報が整理されている場合があります。

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容説明</th></tr>
<tr><td>位置情報
（緯度・経度）
（確認方法）</td><td>位置情報は、下記の方法から選択して、緯度・経度を計測してください。
➢ 地理院地図を用いた地図上での計測（推奨）
➢ 測量機器を用いた現地での実測
➢ その他 ⇒ 測量方法と精度を記載します。

Point
<u>位置情報の計測について</u>
✓ 掲載申請にあたっては、PC/スマートフォン上で地理院地図（ズームレベル 17 又は 18）を用いた地図上での計測を推奨しています。
✓ 測量機器を用いた現地での実測の場合、測量精度 1m 以内となる測量機器を用いて、可能な限り公共測量作業規程の準則に示す方法によって計測してください。
位置情報の取得方法の詳細は、「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き」の「２－３－４－１．位置情報の取得方法」を参考にしてください。</td></tr>
<tr><td>位置情報
（確認日）</td><td>位置情報を取得した年月日を西暦で記入します。</td></tr>
<tr><td>写真</td><td>写真は全部で７種類準備し、下記表に従ってファイル名をつけます。

<table>
<tr><th>項目</th><th>種類</th><th>ファイル名</th></tr>
<tr><td>写真①</td><td>正面近景</td><td>[災害名].jpg　　例）水害碑.jpg</td></tr>
<tr><td>写真②</td><td>正面遠景等</td><td>[災害名]a.jpg　　例）水害碑 a.jpg</td></tr>
<tr><td>写真③</td><td>背面遠景</td><td>[災害名]b.jpg　　例）水害碑 b.jpg</td></tr>
<tr><td>写真④</td><td>側面遠景</td><td>[災害名]c.jpg　　例）水害碑 c.jpg</td></tr>
<tr><td>写真⑤</td><td>碑文</td><td>[災害名]d.jpg　　例）水害碑 d.jpg</td></tr>
<tr><td>写真⑥</td><td>背面近景</td><td>[災害名]e.jpg　　例）水害碑 e.jpg</td></tr>
<tr><td>写真⑦</td><td>説明板</td><td>[災害名]f.jpg　　例）水害碑 f.jpg</td></tr>
</table>
（補足）公開される写真は写真①　正面近景です。

写真の著作権や二次利用の条件があれば、特記事項として記録します。</td></tr>
</table>

項目	内容説明
写真	**Point** **写真撮影について** ✓ 石碑は日差しが強すぎると文字が光で飛んでしまい判読できず、夕方には影が入り不鮮明になるので、曇りの日の撮影が最適です。 ✓ 写真撮影の際、民家が隣接している場合や車のナンバープレートや通行人が映り込む場合があります。個人情報保護の観点から背景ぼかし加工の対応が必要で、国土地理院で加工することも可能です。 写真撮影の詳細は、「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き」の「２－４．自然災害伝承碑の写真撮影について」を参考にしてください。

Ⅳ 地方測量部・支所に連絡する

管轄の地方測量部・支所に申請書類（様式１、様式２）を請求し、申請書類作成後、地方測量部・支所に提出します。

申請書類は、国土地理院で確認します。

・記載内容確認のため、関連資料（郷土史・広報誌・その他災害を記録した資料のコピー等）の提出をお願いする場合があります。

・原典資料の追加提出や文章の変更（修正）を依頼する場合があります。

国土地理院での確認が完了しましたら、国土地理院内で自然伝承碑の公開に向けた手続き（申請書類の事務手続きや外部公開資料の作成等）を実施します。